

# Q1 日常生活自立支援事業とは どんな事業なの？

安心  
安全

## A あなたの暮らしの“あんしん”を お手伝いする制度です

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。  
銀行に行ってお金を引出したいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。

毎日のくらしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまう  
ことがたくさんあります。日常生活自立支援事業はこのような場合に、  
福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、あなた

### 福祉サービスって何？

デイサービスやホームヘルパー、食事サービス、  
入浴サービスなどさまざま  
なものがあります。

# Q2 どんな人が利用できるの？

## A 自分ひとりで福祉サービスの契約などの判断をす ることが不安な方や、生活費の管理に困っている 方などが利用できます。

認知症高齢者、知的障がい者などで、判断能力が不十分な方が対象になり  
ます。なお、療育手帳や精神障がい者保険福祉手帳を持っていたり、認知  
症の診断を受けている方に限られるものではありません。

福祉サービスを使いたい  
がどうすればいいか  
分からない方

計画的にお金を使いたいけど、  
いつも迷ってしまう方

最近物忘れが多くて預金通帳や  
印鑑をどこにしまったのか  
不安な方

書類がたくさん送られてくる  
けど、どうしたらいいのかわからない

## 施設や病院に入所・入院された場合でも利用できます



福祉施設に入所されたり、病院に入院した場合でも、日常生活自立支援事業  
のサービスを利用することができます。専門員や生活支援員が定期的に訪問  
して、施設や病院の利用料の支払いなどお手伝いします。

# Q3 どんなサービスがつかえるの？

## A

**福祉サービスの利用申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。**

日常生活自立支援事業は福祉サービスを利用する際の様々な手続きや契約、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続き、年金手帳・証書や預金通帳などの大切な書類の管理などをお手伝いします。

日常生活自立支援事業のサービスを利用する際には、利用する方といっしょに支援計画をつくり契約をします。

### 主なサービスの内容

**福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。**

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ・福祉サービスの利用における契約の代行
- ・入所、入院している施設や病院の利用に関する相談
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

**毎日の暮らしにかかせない、お金の出し入れをお手伝いします。**

- ・福祉サービスの利用料金の支払い代行
- ・病院への医療費の支払い手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・税金や社会保険料、電器、ガス、水道などの公共料金の支払いの手続き
- ・日用品購入の代金支払いの手続き
- ・預貯金の出し入れ、預金の解約手続き



**日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。**



- ・住民票の提出などに関する手続き
- ・商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度）の利用手続き

**大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。**

- ・保管を希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします。

# Q4 サービス利用に費用はかかるの？

- ・福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理などのサービス

## A

- ・通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス **1時間あたり 1,200円**

※ 生活保護をうけておられる方については、利用料が免除されます。

**1ヶ月あたり 200円**

# Q5

## どうやったらサービスが利用できるの？

# A

**まずは社会福祉協議会にご相談ください。  
そこから手続きがスタートします。**

### 相談の受付

#### ・社会福祉協議会に連絡してください

本人からの相談はもちろん、家族など身近な方、行政の窓口、民生委員、介護支援専門員や在宅福祉サービス事業者などを通じての問い合わせにも対応します。

### 相談、 打合せ

#### ・担当者がうかがいます

担当者が自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。気軽に相談してください。

### 契約書 支援計画 作成

#### ・お困りのことを一緒に考え、支援計画をつくれます

困っていることや希望をお聞きして、そのようなお手伝いをどれくらいの頻度でおこなうかなどをご本人と一緒に考えます。その後、契約内容・支援計画を提案します。

### 契 約

#### ・利用契約を結びます

契約内容に間違いがなければ、ご利用者と社会福祉協議会が利用契約を結びます。

### サービスの 開始

#### ・サービスが開始されます

支援計画にそって、担当職員がサービスを提供します。

「日常生活自立支援事業」に関する問い合わせ先

社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会	電話 本 部	34-6002
湯梨浜町泊1085-1	東郷支部	32-0828
保健福祉センター つわぶき荘内	羽合支部	35-2351